

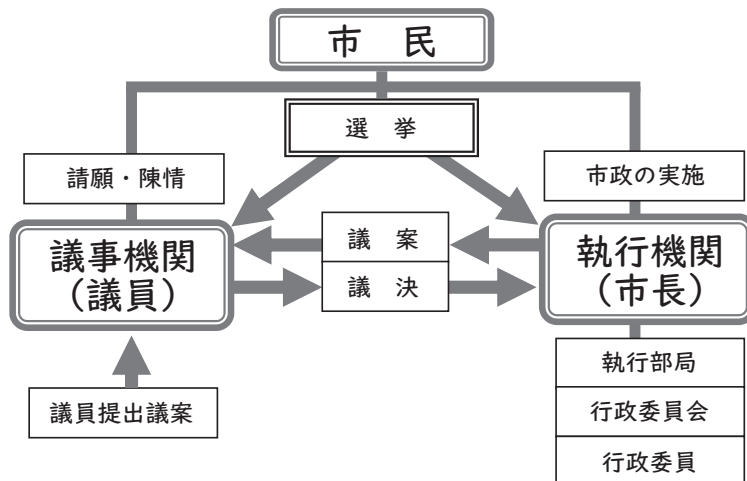


市議会とは

市議会は、市民の意見を市政に反映させるため、日常生活にかかわるさまざまな問題を審議し決定する場です。このため、市が執行機関と呼ばれているのに対して、議会は議事機関と呼ばれています。主な役割は次の通りです。

- 市長や議員から提出された議案を審議して、その可否を決定します。
- 市の事務（予算の執行や条例に基づいた仕事）が正しく行われているか、調査・検査します。また、監査を求める事もあります。
- 議案を提出します。（議員には、予算案の発案権はありません）
- 市民の生活に関わる問題について、県や国に意見書を提出します。
- 市民から出された請願や陳情を受理します。
請願については内容を審査し採択したものについては、その実現に努めます。

市（執行機関）は、執行部局・行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会など）・行政委員（監査委員）により構成されています。市長は執行機関を統括し、全体の業務を調整しています。

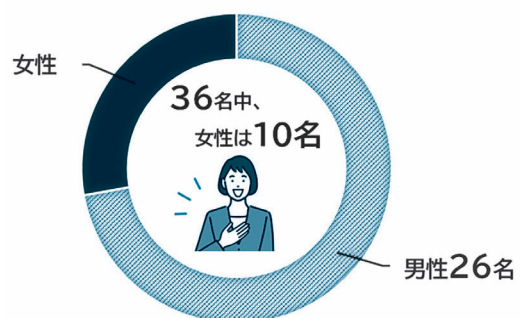
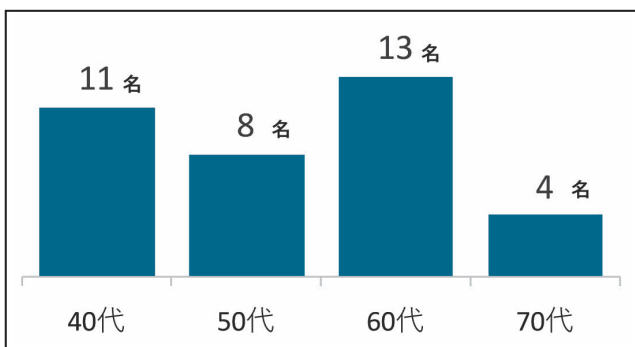


佐賀市議会議員の定数と任期

定数：**36**名 任期：**4**年（今期は令和7年10月23日から令和11年10月22日まで）

◎議員の平均年齢：約**57.3**歳

◎女性議員の割合：**27.8%**

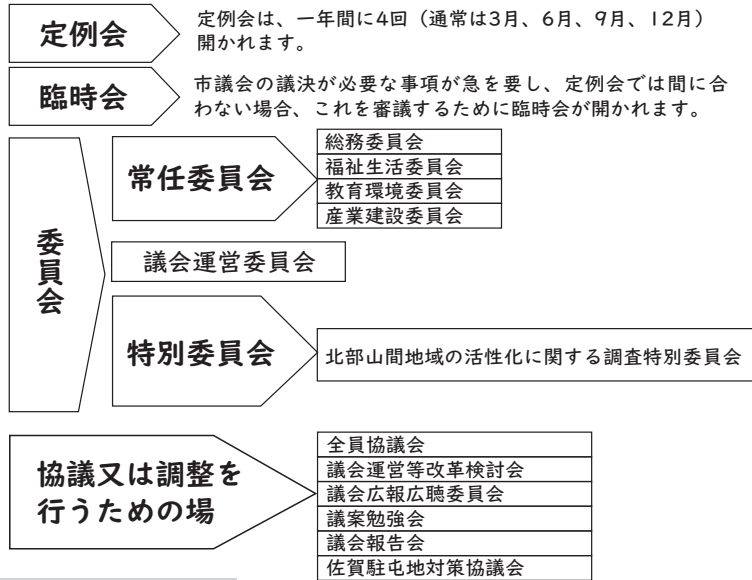


令和8年3月末現在

令和8年3月末現在

市議会の運営

佐賀市議会には定期的に行われる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があり、議案などの審査をより詳しく専門的に行うために4つの常任委員会を設けています。また、その時々課題に関して必要な調査を行うため、特別委員会を設置します。



会議の流れ

- ▼ **議案の提出** 議会に市長または議員から議案が提出されます。
- ▼ **提案理由の説明** 議案の提出者が「なぜこの議案を出したか」を説明します。
- ▼ **一般質問** 市政運営全般に対して質問を行うことを、一般質問といいます。市の現状や市政運営に対し、質問や政策提言を行います。持ち時間は、質問と答弁を合わせて1人60分以内です。
- ▼ **議案質疑** 提出された議案の内容に関して、より詳しい説明を求めるとに行います。
- ▼ **委員会付託** 議長が常任委員会に議案の専門的な審査を委ねます。
- ▼ **委員会審査** 議長から委ねられた議案を常任委員会で詳細に審査します。
- ▼ **委員長報告** 常任委員会でどのような審査が行われたかを委員長が報告します。
- ▼ **討論** 採決を行う前に、議案に対する賛成・反対について意見を述べ賛同を求めます。
- ▼ **採決** 議員全員で議会としての意思を決定します。

議員の報酬

議員の報酬・期末手当は、条例で定められています。報酬額を変更する場合は、この条例の改正が必要で市長が諮問する佐賀市特別職給与等審議会からの答申を受けて議案として提出され、議会の議決を経て決められます。

●報酬（月額）

議長	副議長	議員
707,000円	620,000円	565,000円

※常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長は10,000円、副委員長は5,000円を加算。

●期末手当

期末手当基礎額（報酬月額×1.15）×3.5月

令和8年4月1日現在